各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　　御 中

← 厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について（通知）

計 10 枚（本紙を除く）

Vol.1129

令和５年２月 22 日

厚　生　労　働　省　老　健　局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ ：03-5253-1111(内線 3979)
ＦＡＸ ：03-3503-7894

老発 0222 第２号
令和５年２月 22 日

各都道府県知事
各市区町村長　殿

厚生労働省老健局長
（公印省略）

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について（通知）

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省告示第 35 号）が別添のとおり令和５年２月 17 日に告示され、令和６年４月１日から適用することとされたところである。本告示の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 26 年７月４日老発 0704 第２号厚生労働省老健局長通知）及び法定研修に係るガイドラインについても近日中に見直しの上、公表を予定している。

記

第１　本告示の趣旨

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法(※)に関する内容の追加等を行うため、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 265 号）の一部を改正するもの。

（※）「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業」（令和２年度老人保健健康増進等事業）の成果物である「適切なケアマネジメント手法　基本ケア及び疾患別ケア　令和２年度改訂版」等を指す。

第２　本告示の内容

（１）厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正（第１条関係）

ア　介護支援専門員実務研修について、

・地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるために科目名の変更・追加

・高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数の増加

・「ケアマネジメントの展開」の一部科目において、適切なケアマネジメント手法に関する内容を学ぶ科目となるよう科目名の変更
・法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT 等）を前提に、上記科目を追加してもカリキュラム全体の時間数が増えないよう、既存科目の時間配分の見直し

等の改正を行ったこと。

イ　再研修について、アと同旨の改正を行ったこと。

ウ　更新研修について、アと同旨の改正を行ったこと。また、ケアマネジメントの演習⑴から⑻までのいずれかの科目及びケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表⑴から⑻までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。

エ　その他所要の改正を行ったこと。

（２）介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正（第２条関係）

ア　主任介護支援専門員研修について、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア（EOL（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」としたこと。

イ　主任介護支援専門員更新研修について、（１）アと同旨の改正を行ったこと。また、主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践⑴から⑻までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。

ウ　その他所要の改正を行ったこと。

第３　適用日等

（１）適用日（附則第１項関係）

令和６年４月１日

（２）経過措置（附則第２項及び第３項関係）

ア　この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（イにおいて「旧介護支援専門員等研修基準」という。）を満たす課程により行われている研修及び介護保険法施行令第 37 条の 15 第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができること。

イ　この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準第３号の表注１の規定は、この告示の適用の日以後に更新研修を受講する者がこの告示の適用の日前に旧介護支援専門員等研修基準第３号の表に定める課程による研修を受講していた場合について準用し、必要な読替えを行うこと。

○厚生労働省告示第三十五号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項並びに介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十三条の四第三項、第百十三条の十六第三項及び第百十三条の十八第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月十七日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　介護支援専門員実務研修（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。）は、次の表に定める課程により行われるものとする。	一　介護支援専門員実務研修（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。）は、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	（略）

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	地域包括ケアシステム及び社会資源	（略）

生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	（略）	
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	三	
（略）	（略）	
実習オリエンテーション	（略）	
ケアマネジメントの展開(1) 高齢者に多い疾患等（糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等）の留意点の理解	二	
講義及び演習	（略）	（略）
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(3) 居宅サービス計画等の作成	三	三
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(4) サービス担当者会議の意義及び進め方	三	三
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(5) モニタリング及び評価	三	三
（略）	（略）	（略）
ケアマネジメントの展開(2) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	（略）	（略）
ケアマネジメントの展開(3) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	四	四
ケアマネジメントの展開(4) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	四	四
ケアマネジメントの展開(5) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	四	四
ケアマネジメントの展開(6) 心疾患のある方のケアマネジメント	四	四
ケアマネジメントの展開(7) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	三	三
ケアマネジメントの展開(8) 看取りに関する事例	四	四
ケアマネジメントの展開(9) 地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント	三	三

ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	（略）	
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	二	
（略）	（略）	
実習オリエンテーション	（略）	
（新設）	（新設）	
講義及び演習	（略）	（略）
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(3) 居宅サービス計画等の作成	四	四
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(4) サービス担当者会議の意義及び進め方	四	四
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(5) モニタリング及び評価	四	四
（略）	（略）	（略）
ケアマネジメントの展開(1) 基礎理解	（略）	（略）
ケアマネジメントの展開(2) 脳血管疾患に関する事例	五	五
ケアマネジメントの展開(3) 認知症に関する事例	五	五
ケアマネジメントの展開(4) 筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	五	五
ケアマネジメントの展開(5) 内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	五	五
（新設）	（新設）	（新設）
ケアマネジメントの展開(6) 看取りに関する事例	五	五
（新設）	（新設）	（新設）

	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	四
	（略）	（略）
	（略）	
（注）	修了評価を実施すること。	

二　再研修（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。）及び介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修（法第六十九条の八第二項に規定する更新研修をいう。次号において同じ。）は、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	（略）
	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	（略）
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	三
	ケアマネジメントの展開(1) 高齢者に多い疾患等（糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等）の留意点の理解	二
講義及び演習	自立支援のためのケアマネジメントの基本	五
	（略）	（略）
	ケアマネジメントの展開(2) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	（略）
	ケアマネジメントの展開(3) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	四
	ケアマネジメントの展開(4) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	四
	ケアマネジメントの展開(5) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	三
	ケアマネジメントの展開(6) 心疾患のある方のケアマネジメント	三
	ケアマネジメントの展開(7) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	三

	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	五
	（略）	（略）
	（略）	
（注）	修了評価を実施すること。	

二　再研修（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。）及び介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修（法第六十九条の八第二項に規定する更新研修をいう。以下同じ。）は、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	地域包括ケアシステム及び社会資源	（略）
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	（略）
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	二
	（新設）	（新設）
講義及び演習	自立支援のためのケアマネジメントの基本	六
	（略）	（略）
	ケアマネジメントの展開(1) 基礎理解	（略）
	ケアマネジメントの展開(2) 脳血管疾患に関する事例	五
	ケアマネジメントの展開(3) 認知症に関する事例	五
	ケアマネジメントの展開(4) 筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	五
	ケアマネジメントの展開(5) 内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	五
	（新設）	（新設）

	ケアマネジメントの展開(8)	四
	看取りに関する事例	
	ケアマネジメントの展開(9)	三
	地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント	
	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	四
（注）	修了評価を実施すること。	

三　介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修は、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	三
	対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	（略）
	ケアマネジメントの実践における倫理(1)	三
	ケアマネジメントの実践における倫理(2)	二
	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践	（略）
	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解(1)	二
	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解(2)	二
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	三
講義及び演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	八
	ケアマネジメントの演習(1) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	（略）
	ケアマネジメントの演習(2) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	三
	ケアマネジメントの演習(3) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	（略）
	ケアマネジメントの演習(4) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	三
	ケアマネジメントの演習(5) 心疾患のある方のケアマネジメント	（略）

	ケアマネジメントの展開(6)	五
	看取りに関する事例	
	（新設）	（新設）
	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	五
（注）	修了評価を実施すること。	

三　介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修は、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	四
	対人個別援助技術及び地域援助技術	（略）
	ケアマネジメントの実践における倫理	二
	（新設）	（新設）
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	二
講義及び演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	十二
	ケアマネジメントの演習(1) リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	（略）
	ケアマネジメントの演習(2) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	四
	ケアマネジメントの演習(3) 認知症に関する事例	（略）
	ケアマネジメントの演習(4) 入退院時等における医療との連携に関する事例	四
	ケアマネジメントの演習(5) 家族への支援の視点が必要な事例	（略）

ケアマネジメントの演習(6) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	三	
ケアマネジメントの演習(7) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	三	
ケアマネジメントの演習(8) 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1) 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	二	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(2) 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	三	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(3) 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	（略）	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(4) 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	三	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(5) 心疾患のある方のケアマネジメント	三	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(6) 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	三	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	三	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(8) 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	四	
（略）	（略）	

（注1）　この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）、ケアマネジメントの実践における倫理(1)、生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践、リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解(1)、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、ケアマネジメントの演習(1)生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(2)脳血管疾患のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習

ケアマネジメントの演習(6) 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	四	
ケアマネジメントの演習(7) 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	四	
（新設）	（新設）	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1) リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(2) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(3) 認知症に関する事例	（略）	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(4) 入退院時等における医療との連携に関する事例	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(5) 家族への支援の視点が必要な事例	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(6) 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	四	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7) 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	四	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	

（注1）　この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、ケアマネジメントの演習(1)リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(2)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(3)認知症に関する事例、ケアマネジメントの演習(4)入退院時等における医療との連携に関する事例、ケアマネジメント

(3)認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(4)大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(5)心疾患のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(6)誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(7)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(8)家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント及び研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。

（注2）　ケアマネジメントの演習(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

（注3）　ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

（注4）　修了評価を実施すること。

（介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
一　主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。			一　主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。		
区分	科目	時間数	区分	科目	時間数
講義	（略）	（略）	講義	（略）	（略）
	終末期ケア（ＥＯＬ（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメントの理解	（略）		ターミナルケア	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
講義及び演習	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	（略）	講義及び演習	地域援助技術	（略）
	地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	（略）		ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	（略）
	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	（略）		対人援助者監督指導	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
（注）　修了評価を実施すること。			（注）　修了評価を実施すること。		

二　主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	三
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	二
	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	二
講義及び演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	三
	（1）生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	五
	（2）脳血管疾患のある方のケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	（略）
	（3）認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	五
	（4）大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	五
	（5）心疾患のある方のケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	五
	（6）誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	四
	（7）看取り等における看護サービスの活用に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（8）家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	

二　主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。

区分	科目	時間数
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	四
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
講義及び演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（1）リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（2）看取り等における看護サービスの活用に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	（略）
	（3）認知症に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（4）入退院等における医療との連携に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（5）家族への支援の視点が必要な事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（6）社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	六
	（7）状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	
	（新設）	（新設）

（注１）　主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（１）から（８）までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

（注２）　修了評価を実施すること。

（新設）

（注）　修了評価を実施すること。

附　則

（適用日）

１　この告示は、令和六年四月一日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（次項において「旧介護支援専門員等研修基準」という。）を満たす課程により行われている研修及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。

３　この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（以下この項において「新介護支援専門員等研修基準」という。）第三号の表注１の規定は、この告示の適用の日以後に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の八第二項に規定する更新研修を受講する者がこの告示の適用の日前に旧介護支援専門員等研修基準第三号の表に定める課程による研修を受講していた場合について準用する。この場合において、新介護支援専門員等研修基準第三号の表注１の規定中「この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の」とあるのは「更新研修を受講する者が厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省告示第三十五号）第一条の規定による改正前のこの表に定める課程による研修を受講していた」と、「当該」とあるのは「この表に定める」と読み替えるものとする。